

年金…そこが知りたい

申請免除の受付について

平 成19年度の国民年金保険料の免除申請を、7月から受付しています。7月からの免除を希望される方は忘れずに役場戸籍年金係窓口か温泉支所窓口又は洞爺総合支所総務住民課で手続きを済ませてください(免除期間は7月～翌年6月までです)。

申請免除をしないで未納のままにしておくと、将来万が一障害を負って障害基礎年金の請求ができない場合や、65歳になつたときの国民年金の請求もできない場合があります。

必要書類は、年金手帳、印鑑です。また平成19年1月1日以降洞爺湖町に転入した方については転出市区町村で発行される所得証明が必要です。
詳しくは、役場住民課戸籍年金係(☎7413002)まで

若年者に対する納付猶予制度について

30歳未満の第1号被保険者の方には本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をして承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。ただし、

老齢基礎年金を受けるための受給資格期間に算入されるが年金額の計算時には反映されません。

10年以内に追納すると通常に納付したのと同じことになりません。

障害基礎、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

毎年度申請が必要です。
以上の点に注意が必要となります。
対象となる方は30歳未満の第1号被保険者となります。



新民生委員・児童委員に 小笠原さん 委嘱



欠 員となつていた民生委員・児童委員に小笠原榮一さんが、2月23日付けで厚生労働大臣並びに北海道知事より委嘱され、町も併せて洞爺湖町福祉調査委員を委嘱しました。

新民生委員・児童委員
氏名 小笠原榮一さん
担当地区 清水区
任期 平成19年11月30日



委嘱状を受ける小笠原榮一さん

あなたの年金記録をもう一度 チェックさせてください

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居などにより、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。

これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5,000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

年金記録問題への新対応策をすすめます

被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結び付けられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。

5,000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用者の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。

5年の時効を越えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

問合せ先
・ねんきんダイヤル
0120-657830
・インターネット
<http://www.sia.go.jp>

厚生労働省・社会保険庁